

総務民生常任委員会記録

1. 開催日時 令和元年 5 月 9 日（木） 午前 10 時 10 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 吉津委員長・江原副委員長・田村委員・三輪委員・
長尾委員・岩藤委員・橋本委員・綾城委員
4. 委員外出席議員 武田議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 永田局長・山下次長・佐伯書記
8. 協議事項
第 1 回臨時会（5 月 9 日）から付託された事件（議案 1 件）
9. 傍聴者 なし
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午前 10 時 10 分 閉会 午前 10 時 34 分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和元年 5 月 9 日

総務民生常任委員長

吉 津 弘 之

記 録 調 製 者

佐 伯 加 寿 馬

吉津委員長 お疲れ様です。本日の出席委員については委員 8 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、総務民生常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくよう、お願いいたします。また、委員におかれましては、本委員会での表決の際に挙手をされない方は、反対として取り扱いますので、ご了解願います。それではこれより、本会議で本委員会に付託されました議案 1 件について、審査を行います。それでは、議案第 1 号「長門市本庁舎建設に係る市有林木木材加工等業務の委託契約の一部を変更することについて」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

藤田企画総務部長 それでは、議案第 1 号について補足説明を行います。長門市本庁舎建設に係る市有林木木材加工等業務につきましては、本庁舎建設に使用する木材の調達、製材、加工、納材を一括してウッドネット西部やまぐち協同組合・日本木造耐火建築協会特定業務共同企業体に委託しているところです。本業務は主要業務を完了するなど、概ね業務計画どおりに進捗しているところですが、この度検証試験の結果に基づき、本庁舎棟天井ルーバーの不燃処理剤の使用及び範囲を変更したことによる加工経費の減額、製材歩留りが当初の予定よりも向上するなど、必要な原木量の減少に伴う加工経費の減額などにより、契約金額を約 1,100 万円減額し、5 億 2,086 万 8,880 円に変更することについて議会の議決を求めるものです。

吉津委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村委員 だいたい分かりますが、参考資料の主な変更理由とあります。2 つあって、不燃処理剤の使用及び範囲変更による加工経費の軽減です。最初これですけども、この使用と範囲と変更する理由、どうして変更しなければならなかったのか、そのあたりをお尋ねします。

坂野総務課長 当初契約時なんですけども、サステナブル補助金というのを採択を受けて事業をやっておりますが、こちらの補助金の評価委員会から吹き抜け内で火災が発生した際に、火災の拡散を防ぐために吹き抜け内を遮断する防火スクリーンの放射熱が通路の天井木ルーバーに伝わって延焼する恐れがあるという指摘があったことから、全ての階層の木ルーバーを不燃処理をすることとして、その後シャッター及び耐火木造構造部材のメーカーの協力によりまして実証実験を実施しまして、評価委員会と協議をしました結果、1 階の吹き抜けまでの天井木ルーバーを準不燃処理することで安全性が確保されたということ

から、使用及び範囲を変更するに至ったものでございます。

田村委員 それで2番目の参考資料の②ですね。木柱・木梁というんですかね、製造に必要な原木量の減少に伴う加工経費の減量。これについての説明をお願いします。

坂野総務課長 耐火木造部材、クールウッドと今まで申し上げてまいりましたが、クールウッドの表層集成材の製造は当初はもっとも製造工程を短縮できることから、500mm幅、50cm幅の集成材を製造し、梁り合わせる方法で計画をいたしておりました。契約後に県内の集成材工場と協議をいたしましたところ、実際の柱、梁断面の幅の集成材を製造できることが可能ということでありましたので、その分製造ロスが減少いたしまして必要木材量も減少したということになります。

田村委員 これで最後にしますが、この金額を見ますと、変更前か変更後の増税理由というのは約1億…(1,000万円と呼ぶものあり)1,000万円だったら良いです。失礼しました。

岩藤委員 先ほど田村委員の答えの中の1番なんですけど、不燃処理剤の仕様のところで、今の話を聞く限りでは1階だけが不燃処理剤を使われてるというふうな理解で良いですか。

大田庁舎建設室長 1階の吹き抜け周りの天井の木ルーバーのみ、準不燃処理剤に変更したということになります。そこしか使っておりません。

岩藤委員 1階で火事が起こった場合の想定と思えるんですけど、たとえば2階、3階で火災が起きた場合は大丈夫なんでしょうか。

大田庁舎建設室長 この準不燃処理剤に変更したというのはあくまでも補助金の評価委員さんから吹き抜け内での火災が想定した場合の懸念がございまして、不燃処理から準不燃処理に変更しても大丈夫だという見解を得ております。じゃあ2階から上で火災が起きた場合なんですけど、これ元々柱、梁が1時間耐火、吹き抜けは2時間耐火という形での性能を持っている構造部材になりますので、そのへんは大丈夫だと思います。

田村委員 今よく分からんところもありましたけどね、耐火材から準耐火材に変更するとか、準というのはどういう字を書くか分かりません、準ずるというレベルからしたら一段下と、そういうふうに変えて間違いなく大丈夫なのかというね、そのあたりはどこが保障しているのか、これで絶対火災があっても2時間耐火の範囲は十分ですよと、そのあとの活動は別としてね。そのあたりの保障というのは、向こうがするのかね。準耐火材というのは、十分なのか。間違いなのか。本当に大丈夫かと。今岩藤委員も聞かれていましたけど。そのあたりちょっと気になりますけどね。

宇野庁舎建設室主査 先ほど実証実験を行った中で、これ大阪の池田市のほう

で実施をしたんですが、不燃材と準不燃材とまったく何もしないものを実際のルーバーに見立てて、実際に熱を通して実験した結果、準不燃材で十分効果が得られたということで、それをもとに安全性を確保したということで、準不燃仕様で十分であるということで、耐火の第一人者の早稲田大学の教授さんの意見とかもいただきまして、結果になったということでございます。

橋本委員 宇野さん、もうちょっと詳しく教えてください。図面上では不燃になっちゃったんですよね。それが実証実験をやって準不燃で大丈夫ということだったんですよね。これは法規制上はどうなっちゃうんですか。それでも可能なんですか。

福永庁舎建設室主査 法規制上につきましては、本建物は確認申請をとっておりますが、確認申請の建築従事につきましてはそこまでの指摘はございませんでしたが、あくまで補助金の評価委員会の委員さんの意見として、採択要件としてそのへんをクリアできなければまずいということで実証実験をして確認をしたということでございます。

橋本委員 図面で最初設計審査を受けるときには不燃で申請されたということですよ。それで、それに伴って、それによってそれに準じた見積もりが出て、今の資金を得るためには準不燃で良いよという形になったから、これだけ金額が減額されたということでしょう。違いますかね。最初の図面では不燃で覆わなければならないというものを実証実験をしたら不燃じゃなしに準不燃で良いからランクが、1 時間耐火かね、45 分耐火かね。になるのかちょっと僕も記憶にないけど、そのために 1,000 万円近い金が軽減されたということでしょう。それに対しての準不燃でやる実証実験やったけど、法的な規制はクリアしちゃうんですか、それで。

福永庁舎建設室主査 法的には基本的には内装制限の対象には木ルーバーはなっておりませんで、天井は PC 盤が現しになっていまして、ルーバー自体は装飾材ということで内装の制限にはあたっておりませんので、確認申請上は問題ないということでございます。今耐火のことにつきましては、耐火と不燃というのはまた違う考えでございまして、不燃材料から準不燃材料にしたということで、なるべく燃えにくい材料ということになります。（「ちょっとよう分からん」「私もよう分からんです」と呼ぶ者あり）

田村委員 私ももう 1 つピンときてないんですけども、不燃と準不燃、1 時間耐火、2 時間耐火という話はこのときにありましたよね。たとえば準不燃でも 1 時間耐火、2 時間耐火とかいう内訳はあるんですか。それは全く別の項目なの。

福永庁舎建設室主査 不燃、準不燃と申しますのは、あくまで材料でございまして、材料で建築基準法の中では加熱開始後 20 分間燃焼しないこと、それが不燃材料。10 分間燃焼しないのが準不燃材料というのが適されております。耐火

1 時間、2 時間、または準耐火と申しますのは、あくまで構造体の、1 時間火災があっても損傷しないこと、そういう定義がございまして、材料と構造ということで、全く考え方がまた別物でございまして。

田村委員 そしたら私の質問最後にしますけども、1 階から 5 階まであって吹き抜けがあると。この仕様及び範囲を変更という場合、どこまで。1 階を準にする…全体が準になってるんですかね。吹き抜けの部分だけが準になるのか。だから吹き抜けは火が通りやすいということが当然考えられますので、そこを正規のものにしていたけども、それは準にしても大丈夫だという、吹き抜けの部分を 5 階から 1 階まで。ちょっと範囲をね、もう 1 回きちんと説明をして、分かるように説明をしていただきたいと思います。1,000 万円減額の根拠。この範囲のやつをこういうふうに変えたのでこれだけ金額が減りましたということになると思うので、そのあたりを教えてくださいと思います。

福永庁舎建設室主査 まず吹き抜け周り、各階通路がございまして、1 階から 5 階まで吹き抜けまで通路がございまして。当初は全部の層の吹き抜け周りの通路の天井の木ルーバーを不燃材料としておりましたが、今回は 1 階の吹き抜け周りの通路の木ルーバーのみを準不燃材料としまして、1 階のみです。1 階の吹き抜け周り。2 階から 5 階の吹き抜け周りの木ルーバーにつきましては、特に準不燃処理も何も処理をしない状態としてございまして。

岩藤委員 それでも 1 時間、2 時間の耐火はあるという理解で良いんですかね。

福永庁舎建設室主査 1 時間、2 時間耐火というのが、あくまで構造体の話でございまして、木ルーバー等で 1 時間、2 時間という耐火というものはございせん。あくまで不燃処理をするのか、準不燃処理をするのか、処理しないのかということになりまして、なるべく内装の制限がかかったときに燃えにくい材料等を使わないといけないということで、そういった規定がございまして、ちょっと耐火の 1 時間とかとは違うんですけど、実証実験におきまして、先ほど宇野も申しましたが、処理をしないもの、そして準不燃したもの、不燃処理をしたものという、実際のモデルを作ってキットを天井に張り付けまして、輻射熱によってどう炭化するのかというのを実証実験しまして、やはり不燃処理とか準不燃処理とか何もしないものはやっぱり炭化の恐れがあると。準不燃処理をしておけば延焼、炭化の恐れがないということで、そこで問題ないので不燃処理まではしないという結果になりました。

橋本委員 ちょっとくどいようやけど一つだけ質問させてください。木ルーバーは今まで図面上では木ルーバーを不燃処理は今まではなかったということですか。不燃処理を今までしてなかった…（話す者あり）不燃にしちよったんですか。なら金額は変わらんでしょ。不燃処理の仕様を準不燃にしたということですか。（「範囲も変わった」と呼ぶ者あり）範囲も変わって不燃処理を準不燃

処理にしたということ。分かりました。

田村委員 どうしてもちょっとよく分かんないんでね、これで本当に大丈夫なの。いや本当。不燃処理を準不燃にしてとか。ランクを下げて。ランクを下げて金額が安くなった。安ければええというわけでもない。やっぱり市役所の、しかも吹き抜け部分でしょ。これ一番危険なところですよ。そこのところを、たとえば準を正規に変えたというなら、それは当然だろうと思うけど、逆にして良いというね、これはそういう県外のところでも結果が出てるということで変えたということで、それも法的な問題はないという形であるけれども、本当に大丈夫なのかという。大丈夫であるという保障というのはどうなってるのか。そのことが一番気になる場所ですけどね。そのあたりいかがでしょうか。

宇野庁舎建設室主査 準不燃処理と不燃処理というのは、基本的にやり方自体は一緒なんですけど、使う液というか、そういう成分が違うだけのものでございまして、今回実験を行いまして、実際準不燃処理したもので炭化が見られないという確証が得られまして、準不燃と不燃ではやっぱり単価がかなり違ってしまいますので、準不燃で燃えないことが確認できているのに不燃処理をしてしまうと、ちょっと過大設計で費用的にもかかってしまうということで、今回は準不燃処理ということで選択させていただきました。

大田庁舎建設室長 不燃処理、準不燃処理の前に、実際火災が起こった際には、上から吹き抜け周りに関しましては防火スクリーンが降りてくるようになっております。一番それで懸念されたのが、防火スクリーンに火災による輻射熱で熱がかかって、その熱の影響で天井の木ルーバーにいわゆる着火するんじゃないかということが懸念されましたので、それに関する実証実験で当初不燃材にしていたものを、不燃処理するものを準不燃と何もしないものという形でのテストピースを使った検証結果で、どこまで炭化が見られるかということで、その結果を元に準不燃処理でも大丈夫だということで今回それを採用するというに至りました。

吉津委員長 ほかにございませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 1 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 1 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで総務民生常任委員会を閉会します。どなたもご苦労様でした。